

条例議案の概要

—平成25年6月定例会—

(追加議案)

目 次

議案第 83 号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について 1

議案第 83 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職の職員及び常勤の特別職の職員の給料月額減額措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

平成25年7月から平成26年3月までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額（給与構造改革による経過措置額を含む。）は、給料月額から、給料月額に次表の給料表及び職務の級の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、給料以外の給与及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しない。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.67
	3級から5級まで	100分の7.67
	6級以上	100分の9.67
医療職給料表(2)	2級以下	100分の4.67
	3級から5級まで	100分の7.67
	6級	100分の9.67

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正

特例期間における常勤の特別職の職員の給料月額は、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、給料以外の給与及び地域手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しない。

(3) 盛岡市教育長の給与等に関する条例（平成4年条例第84号）の一部改正

特例期間における教育長の給料月額は、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、給料以外の給与の額の算出の基礎となる給料月額については、減額しない。

(4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

特例期間における特定任期付職員に対する給料月額は、給料月額から、給料月額に次表の号

級の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

号給	割合
4号給以下	100分の7.67
5号給以上	100分の9.67

3 施行期日 公布の日